

平成27年（2015年）

第3回定例会

議案の内容

町田市議会事務局調査法制係

042-722-3111
内線 4717・4718

第1版 2015.8.20 調製

平成27年(2015年)第3回町田市議会定例会日程一覧表

※8月20日(木) 告示 議案配付 議会運営委員会

※8月24日(月) 正午 一般質問通告締切

※8月24日(月) 午後2時～午後5時 一般質問打ち合わせ

8月25日(火) 午前10時～午後5時

月	日	曜日	会 議 種 別	摘 要	備 考
8	27	木	本 会 議 議会運営委員会	第 7 7 号議案、第 8 4 号議案 — 提案理由説明 — 質疑 — 表決 第 5 9 号議案～第 7 6 号議案、 第 7 8 号議案～第 8 3 号議案 — 提案理由説明 認定第 1 号、認定第 2 号	
	28	金	議案説明会 全員協議会		
	29	(土)			
	30	(日)			
	31	月	議 案 調 査		
9	1	火	本 会 議	一般質問	質疑通告締切 午後零時 5 0 分
	2	水	本 会 議	一般質問	
	3	木	本 会 議	一般質問	
	4	金	本 会 議	一般質問	
	5	(土)			
	6	(日)			
	7	月	本 会 議	一般質問	請願・陳情受付締切 午後 5 時
	8	火	本 会 議 議会運営委員会 決算特別委員会	第 6 4 号議案～第 7 6 号議案、 第 7 8 号議案～第 8 3 号議案 — 質疑 — 付託 第 5 9 号議案～第 6 3 号議案 認定第 2 号 — 質疑 — 付託 認定第 1 号 — 特別委員会設置 — 付託 請願及び陳情の付託報告	議員提出議案提出締切 午後零時 5 0 分
	9	水	常任委員会	総務・健康福祉	
	10	木	常任委員会	文教社会・建設	
	11	金	常任委員会	常任委員会予備日	
	12	(土)			
	13	(日)			
	14	月	決算特別委員会		
	15	火	決算特別委員会		
	16	水	決算特別委員会		
	17	木	決算特別委員会		
	18	金	決算特別委員会		

月	日	曜日	会 議 種 別	摘 要	備 考
9	19	⊕			
	20	⊕			
	21	⊕			
	22	⊕			
	23	⊕			
	24	木	決算特別委員会	決算特別委員会予備日	
	25	金	議 事 整 理		委員会提出議案提出締切 午後零時 5 0 分 即決請願・委員会提出の 議員提出議案提出締切 午後零時 5 0 分
	26	⊕			
	27	⊕			
	28	月	議 事 整 理		
10	29	火	議 事 整 理		
	30	水	決算特別委員会		
	1	木	議 事 整 理		
	2	金	議 事 整 理		
	3	⊕			
	4	⊕			
	5	月	本 会 議 議会運営委員会	決算特別委員会審査報告 _____ 質疑 _____ 表決 常任委員会審査報告 _____ 質疑 _____ 表決 議員提出議案 _____ 提案理由説明 _____ 質疑 _____ 表決 請願及び陳情の付託報告	

平成27年第3回定例会は、8月27日（木）に招集され、10月5日（月）までの40日間の会期で開かれます。

審議される案件は、予算5件、条例10件、その他が13件となっています。

予算案は、平成27年度（2015年度）町田市一般会計補正予算（第2号）などが上程されています。条例案は、町田市個人情報保護条例の一部を改正する条例などが上程されています。

その他、市民から提出された請願等が上程されます。

◆ 議案の内容 ◆

第59号議案 平成27年度（2015年度）町田市一般会計補正予算（第2号）

第60号議案 平成27年度（2015年度）町田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

第61号議案 平成27年度（2015年度）町田市下水道事業会計補正予算（第2号）

第62号議案 平成27年度（2015年度）町田市介護保険事業会計補正予算（第1号）

第63号議案 平成27年度（2015年度）町田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）

第64号議案 町田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の施行に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をします。

第65号議案 町田市市税条例の一部を改正する条例

※ 地方税法の改正等に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をします。

第66号議案 町田市手数料条例の一部を改正する条例

※ 住民基本台帳法の改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の施行に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をします。

第67号議案 町田市まちだ未来づくり基金条例

※ 町田市の未来づくりを応援するために寄附された寄附金を適正に管理し、市政運営に活用することを目的として「まちだ未来づくり基金」を設置するため、制定します。

第 6 8 号議案 町田市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

※ 住民基本台帳法の改正に伴い、同法を引用している条番号を改めるため、所要の改正をするものです。

第 6 9 号議案 町田市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例

※ 東京都の食品製造業等取締条例の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 7 0 号議案 町田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

※ 次世代育成支援対策推進法の延長による「新・町田市子どもマスタープラン」の策定に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 7 1 号議案 町田市学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例

※ 南第一小学校区に設置されている学童保育クラブの移転に伴い、名称と位置を改めるため、所要の改正をするものです。

第 7 2 号議案 町田市子どもセンター条例の一部を改正する条例

※ 児童数が急増している小山・小山ヶ丘地区に子どもセンターの分館を設置するため、所要の改正をするものです。

第 7 3 号議案 町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

※ 「町田都市計画成瀬東地区地区計画」の都市計画変更及び建築基準法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

第 7 4 号議案 2 0 1 5 年度町田市防災行政無線子局設備再構築工事請負契約

※ 防災行政無線設備の子局設備の更新及び無線電波のデジタル化を図り、併せて市全域における適正配置を図るため、工事請負契約を締結するものです。

第 7 5 号議案 町田市立南中学校防音及びトイレ改修工事請負契約

※ 生徒の教育環境を確保するため、防衛施設周辺における航空機騒音障害に対する防音工事と併せてトイレ改修、外壁改修及び屋上防水改修の工事請負契約を締結するものです。

第 7 6 号議案 町田市立南中学校防音及びトイレ改修空気調和設備工事請負契約

※ 町田市立南中学校防音及びトイレ改修工事に伴う空気調和設備工事の工事請負契約を締結するものです。

第 7 7 号議案 土地の買入れについて

※ 町田市土地開発公社が代行取得した町田都市計画緑地事業第 2 7 号三輪緑地用地 1 3, 9 9 0. 1 1 m²を買い戻すものです。

第 7 8 号議案 住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の 住居表示の方法

- ※ 小川、鶴間及び鶴間三丁目の各一部について、住居表示に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、住居表示を実施すべき市街地の区域として定めるとともに、住居表示の方法を街区方式とするものです。

第 7 9 号議案 町区域の新設及び変更について

- ※ 住居表示を実施すべき区域（小川、鶴間及び鶴間三丁目の各一部）に新たな町区域を新設するとともに、隣接する一部区域について町区域の変更をするもの及び当該議案に対する変更の請求書を添えるものです。

第 8 0 号議案 市道路線の認定について

- ※ 開発行為により築造された道路等を市道に認定するもの（町田 8 9 8 号線その他の合計 2 0 路線）

第 8 1 号議案 市道路線の廃止について

- ※ 民地認定されている路線等の市道を廃止するもの（町田 1 4 4 号線その他合計 7 路線）

第 8 2 号議案 相模原市による路線認定の承諾について

- ※ 相模原市が町田市域内の道路を路線認定することについて承諾するものです（相模原市道 東橋本 108 号線町田市域面積 4 6 9 . 6 3 m²）。

第 8 3 号議案 町田市文化交流センターの指定管理者の指定について

- ※ 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、町田市文化交流センターの指定管理者を指定するものです。

第 8 4 号議案 平成 2 6 年度（2 0 1 4 年度）町田市病院事業会計資本 剰余金の処分について

- ※ 資産取得時に借り入れた企業債の元金償還金に対する繰入金や補助金として整理された資本剰余金のうち、現有しない資産にかかる資本剰余金を処分し、累積欠損金を減少させるものです。

【認定】

認定第 1 号 平成 2 6 年度（2 0 1 4 年度）町田市一般会計・特別会計歳入歳出決算認定について

- ※ 地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定に基づき、議会の認定に付するものです。

認定第 2 号 平成 2 6 年度（2 0 1 4 年度）町田市病院事業会計決算認定について

- ※ 地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定に基づき、議会の認定に付するものです。

平成 2 7 年度 9 月補正予算

9月補正予算の概要

9月補正では、ごみ減量の推進と資源化率向上を図るため、2016年4月から予定していた容器包装プラスチックの分別収集を2016年2月に前倒しします。

また、子どもの多様な能力をはぐくむ環境をつくるために、ICTの活用に向けた研究や特別支援教室の設置を実施します。そのほか、前年度決算額の確定に伴う補正や、契約差金又は特定財源の減少・不交付による減額補正を行います。

一般会計	41億 2,531万9千円
特別会計	2億 6,703万6千円
計	43億 9,235万5千円

補正予算の主な内容

1 ごみ減量の推進と資源化率向上を図るために

- ・容器包装プラスチック分別収集事業 2,770万円
- ・循環型施設整備事業 △1,145万円

2 子どもの多様な能力をはぐくむ環境をつくるために

- ・ICT活用推進研究事業 232万円
- ・小学校特別支援教室設置事業 310万円

3 その他

- ・オリンピック・パラリンピックキャンプ地招致事業 340万円
- ・ふるさと納税促進事業 103万円
- ・連節バス新規路線導入事業 982万円
- ・学校用務委託事業（債務負担行為の設定） 0万円

2015年度9月補正 会計別予算構成表

(千円)

区 分		補正前の額		補 正 額	計	
			構成比(%)			構成比(%)
一 般 会 計		143,387,396	54.8	4,125,319	147,512,715	55.5
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	52,081,267	19.9	△ 191,162	51,890,105	19.5
	下 水 道 事 業 会 計	11,803,674	4.5	0	11,803,674	4.4
	介 護 保 険 事 業 会 計	29,081,417	11.1	408,397	29,489,814	11.1
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	9,337,847	3.6	49,801	9,387,648	3.5
	病 院 事 業 会 計	15,913,503	6.1	—	15,913,503	6.0
	収 益 的	14,577,458	5.6	—	14,577,458	5.5
	資 本 的	1,336,045	0.5	—	1,336,045	0.5
	小 計	118,217,708	45.2	267,036	118,484,744	44.5
合 計		261,605,104	100.0	4,392,355	265,997,459	100.0

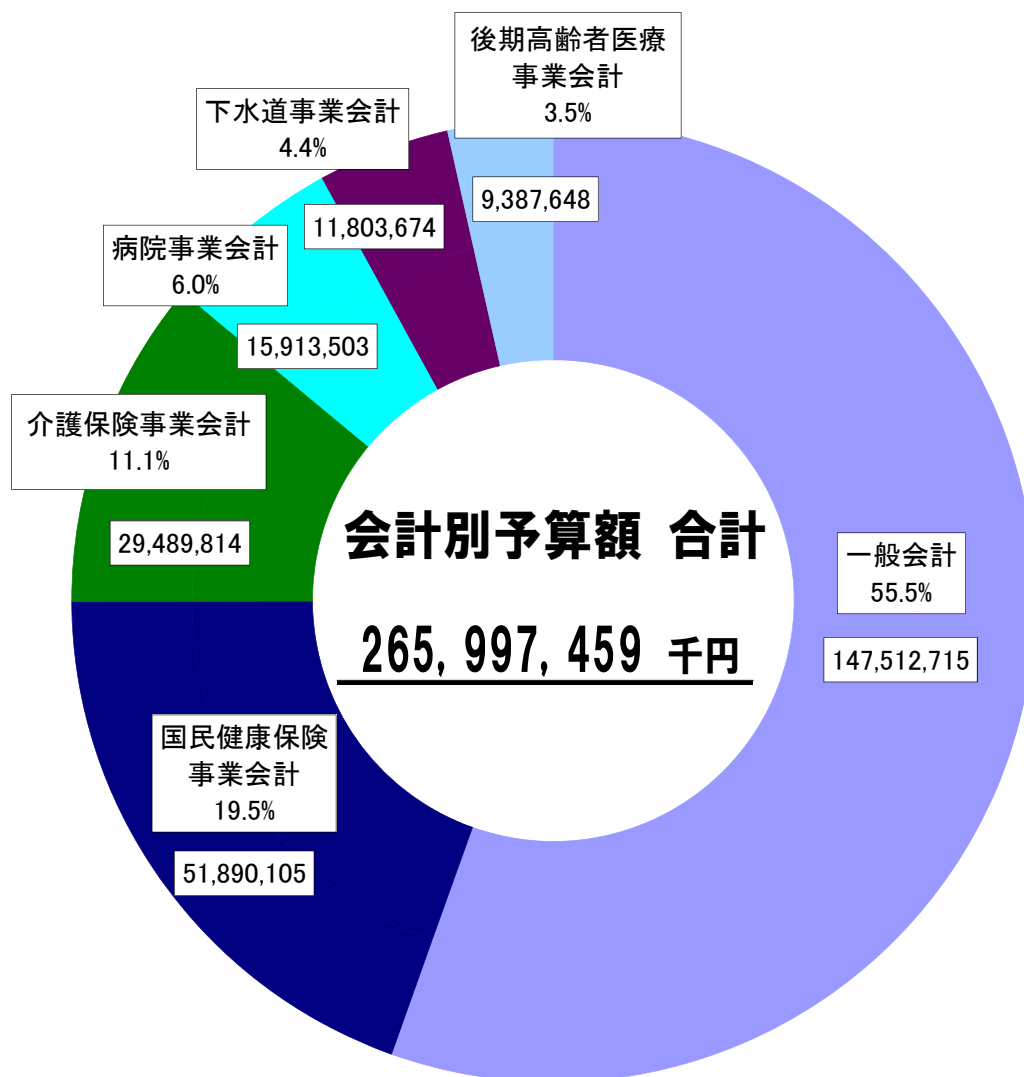
【概要】

- 一般会計の補正額は41億2,531万9千円で、補正後の予算総額2,659億9,745万9千円に対する一般会計の構成比は55.5%となります。
- 特別会計の補正は、2014年度決算の確定に伴う繰越金、及び清算に伴う返還金等を計上し、補正額は2億6,703万6千円となります。

2015年度 会計別予算構成

＜9月補正後＞

(単位:千円)



2015年度9月補正 一般会計歳入予算内訳表

(千円)

款	補正前の額		補正額	計	
		構成比(%)			構成比(%)
1. 市 税	67,551,723	47.1	—	67,551,723	45.8
2. 地 方 譲 与 税	632,001	0.4	—	632,001	0.4
3. 利 子 割 交 付 金	387,000	0.3	—	387,000	0.3
4. 配 当 割 交 付 金	786,000	0.5	—	786,000	0.5
5. 株式等譲渡所得割交付金	485,000	0.3	—	485,000	0.3
6. 地 方 消 費 税 交 付 金	8,436,000	5.9	—	8,436,000	5.7
7. ゴルフ場利用税交付金	40,000	0.0	—	40,000	0.0
8. 自動車取得税交付金	250,001	0.2	—	250,001	0.2
9. 地 方 特 例 交 付 金	420,000	0.3	—	420,000	0.3
10. 地 方 交 付 税	590,000	0.4	447,004	1,037,004	0.7
11. 交通安全対策特別交付金	61,000	0.1	—	61,000	0.0
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	1,423,175	1.0	—	1,423,175	1.0
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	3,416,055	2.4	△ 5,948	3,410,107	2.3
14. 国 庫 支 出 金	25,466,432	17.8	23,537	25,489,969	17.3
15. 都 支 出 金	18,383,021	12.8	△ 60,733	18,322,288	12.4
16. 財 産 収 入	1,500,507	1.0	△ 1,554	1,498,953	1.0
17. 寄 附 金	50,046	0.0	15,452	65,498	0.1
18. 繰 入 金	3,984,889	2.8	109,821	4,094,710	2.8
19. 繰 越 金	1,000,000	0.7	3,264,107	4,264,107	2.9
20. 諸 収 入	1,368,946	1.0	17,633	1,386,579	0.9
21. 市 債	7,155,600	5.0	316,000	7,471,600	5.1
歳 入 合 計	143,387,396	100.0	4,125,319	147,512,715	100.0

【概要】

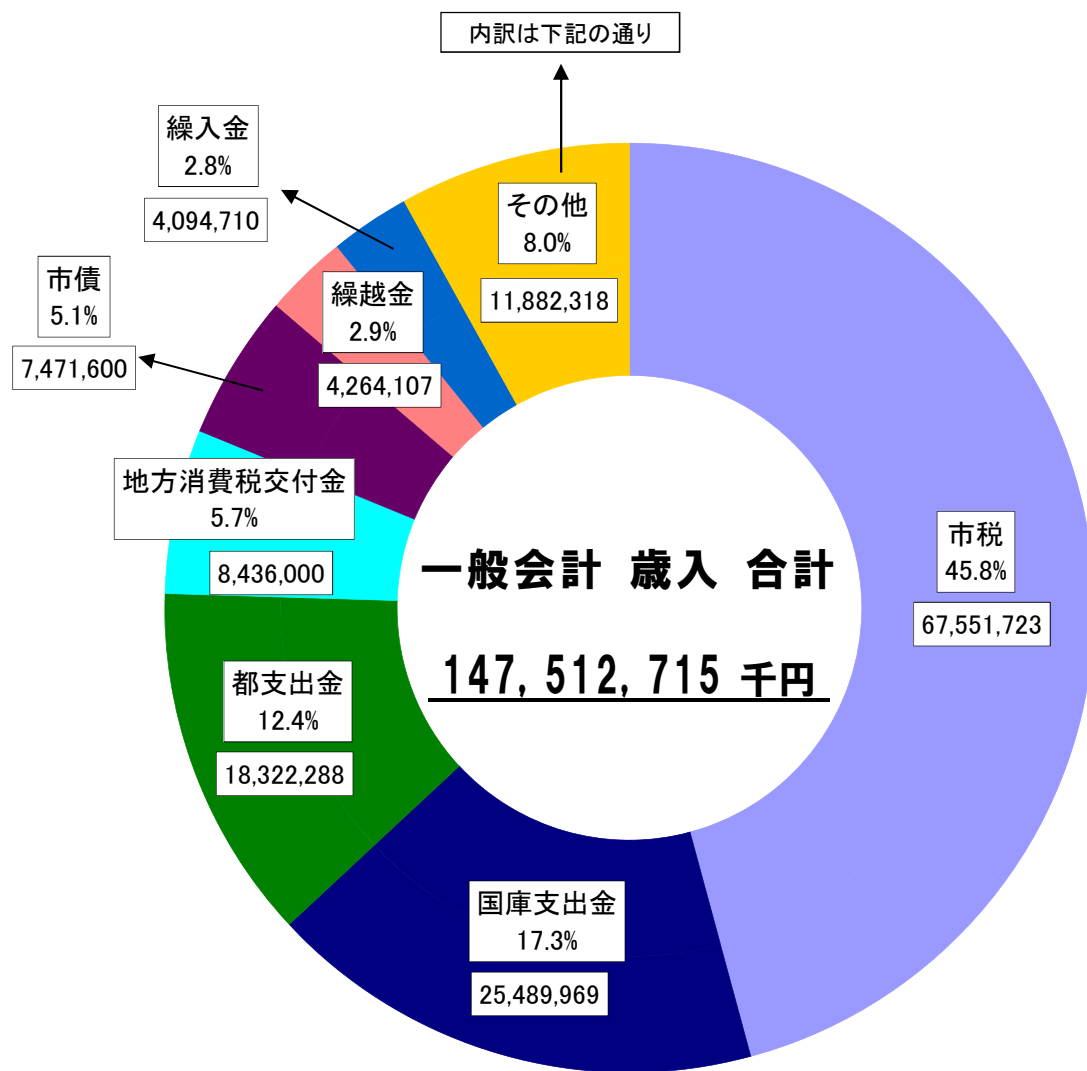
9月補正予算の主なもの

- 款10.地方交付税 普通交付税(4.5億円)
- 款14.国庫支出金 生活保護費負担金(1.8億円)、保険基盤安定負担金(1.5億円)
個人番号カード交付事務費補助金(0.1億円)
循環型社会形成推進交付金(△0.5億円)、社会資本整備総合交付金(△0.8億円)
学校施設環境改善交付金(△1.8億円)
- 款15.都支出金 都市計画費補助金(△0.6億円)
- 款18.繰入金 介護保険事業会計繰入金(0.6億円)、後期高齢者医療事業会計繰入金(0.4億円)
- 款19.繰越金 前年度繰越金(32.6億円)
- 款21.市債 学校施設整備事業債(2.2億円)、障がい者福祉施設整備事業債(0.8億円)
農道整備事業債(0.2億円)

2015年度 一般会計 歳入予算内訳

<9月補正後>

(単位:千円)



その他 内訳

(単位:千円)

使用料及び手数料	3,410,107	株式等譲渡所得割交付金	485,000
財産収入	1,498,953	地方特例交付金	420,000
分担金及び負担金	1,423,175	利子割交付金	387,000
諸収入	1,386,579	自動車取得税交付金	250,001
地方交付税	1,037,004	寄附金	65,498
配当割交付金	786,000	交通安全対策特別交付金	61,000
地方譲与税	632,001	ゴルフ場利用税交付金	40,000

2015年度9月補正 一般会計歳出予算 目的別内訳表

(千円)

款	補正前の額 (構成比)	補 正 額	計 (構成比)	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1. 議会費	737,916 (0.5%)	—	737,916 (0.5%)	—	—	—	—	—
2. 総務費	15,483,421 (10.8%)	3,214,460	18,697,881 (12.7%)	24,792	—	△ 3,800	6,750	3,186,718
3. 民生費	73,979,643 (51.6%)	952,511	74,932,154 (50.8%)	150,553	△ 4,630	92,000	308	714,280
4. 衛生費	13,178,643 (9.2%)	65,718	13,244,361 (9.0%)	△ 61,917	—	0	—	127,635
5. 労働費	39,026 (0.0%)	—	39,026 (0.0%)	—	—	—	—	—
6. 農林費	342,172 (0.2%)	23,000	365,172 (0.2%)	—	—	19,000	—	4,000
7. 商工費	883,964 (0.6%)	—	883,964 (0.6%)	—	—	—	—	—
8. 土木費	12,290,507 (8.6%)	△ 168,216	12,122,291 (8.2%)	△ 90,900	△ 59,971	△ 9,400	11,782	△ 19,727
9. 消防費	5,239,434 (3.6%)	—	5,239,434 (3.6%)	—	—	—	—	—
10. 教育費	14,990,091 (10.5%)	△ 21,154	14,968,937 (10.1%)	△ 182,320	3,868	218,200	△ 10,848	△ 50,054
11. 災害復旧費	8 (0.0%)	—	8 (0.0%)	—	—	—	—	—
12. 公債費	6,122,571 (4.3%)	—	6,122,571 (4.2%)	—	—	—	—	—
13. 予備費	100,000 (0.1%)	59,000	159,000 (0.1%)	—	—	—	—	59,000
歳出合計	143,387,396 (100.0%)	4,125,319	147,512,715 (100.0%)	△ 159,792	△ 60,733	316,000	7,992	4,021,852

【概要】

9月補正予算の主なもの

- 款2. 総務費 財政調整基金積立金 (27.2億円)、公共施設整備等基金積立金 (5.0億円)
- 款3. 民生費 国庫支出金返還金 (5.7億円)、都支出金返還金 (2.0億円)
障がい者福祉施設整備費補助金 (0.9億円)
国民健康保険事業会計繰出金 (0.8億円)
- 款4. 衛生費 清掃工場設備改修工事費 (0.4億円)
廃棄物減量再資源化等推進整備基金積立金 (0.3億円)
- 款8. 土木費 薬師池公園四季彩の杜用地購入費 (△1.3億円)、下水道事業会計繰出金 (△1.1億円)
鶴川駅周辺街づくり事業用地購入費 (0.6億円)
- 款10. 教育費 南第三小学校用地購入費 (△0.2億円)

○債務負担行為補正の主なもの (2015年度事業費・期間・総事業費)

- 追加: 清掃工場3号乾式集じん器改修事業 (0.4億円・2015～2016年度・総事業費1.0億円)
- リレーセンターみなみ施設運営委託事業 (0.2億円・2015～2019年度・総事業費4.1億円)
- 容器包装プラスチック等収集運搬委託事業 (0.1億円・2015～2019年度・総事業費3.7億円)
- 学校用務委託事業 (0.0億円・2015～2016年度・総事業費0.5億円)

限度額の変更: 重度障がい者通所施設整備事業 (4.2億円・2015～2016年度・総事業費10.6億円)

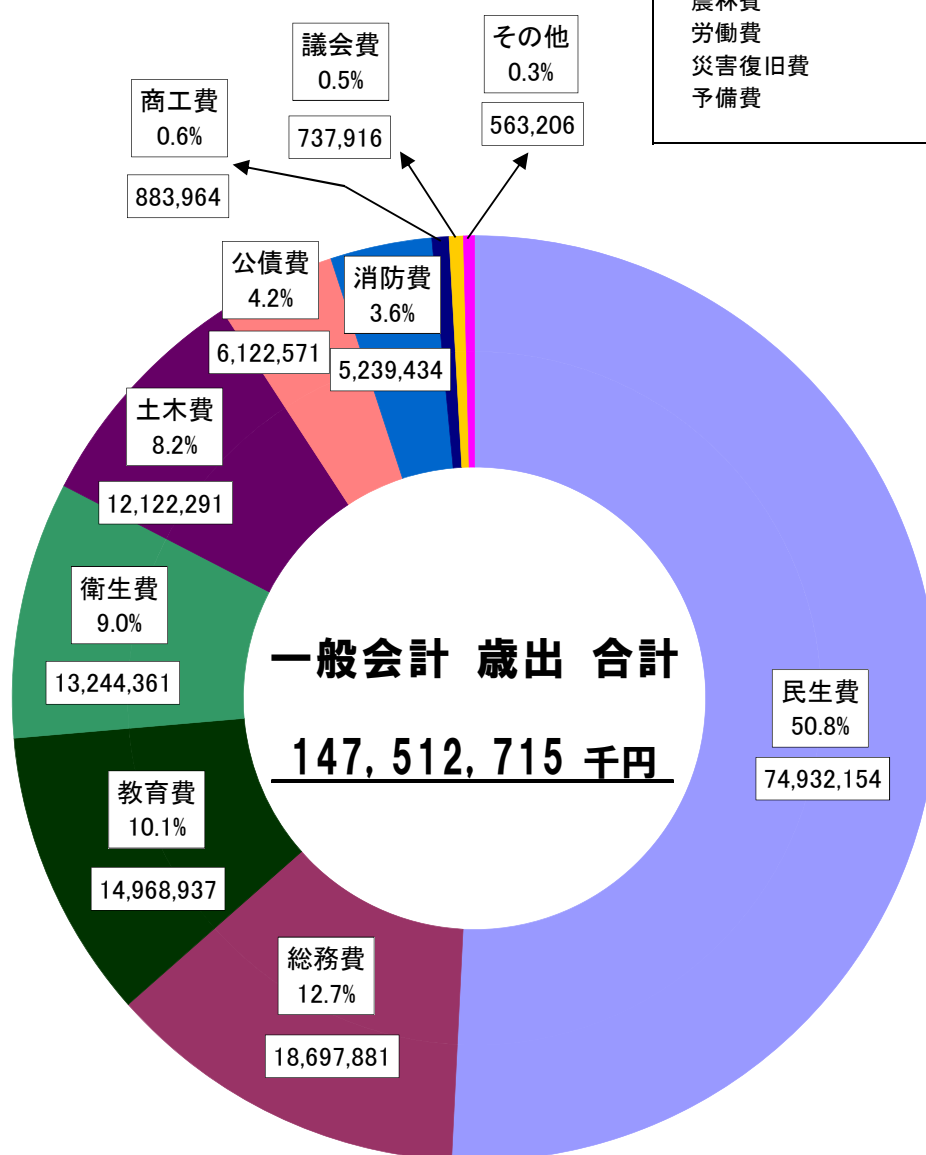
2015年度 一般会計 歳出予算 目的別内訳

<9月補正後>

(単位:千円)

その他の内訳

農林費	365,172
労働費	39,026
災害復旧費	8
予備費	159,000



2015年度9月補正 一般会計歳出予算 性質別内訳表

(千円)

区 分		補正前の額	構成比(%)	補正額	計	構成比(%)
義務的経費	人 件 費	24,803,045	17.3	1,302	24,804,347	16.8
	職 員 給 与 費	21,135,727	14.7	—	21,135,727	14.3
	特別職給与費等	3,667,318	2.6	1,302	3,668,620	2.5
	扶 助 費	46,934,226	32.7	—	46,934,226	31.8
	公 債 費	6,122,570	4.3	—	6,122,570	4.2
	計	77,859,841	54.3	1,302	77,861,143	52.8
投 資 的 経 費		13,871,111	9.7	69,749	13,940,860	9.4
その他の経費	物 件 費	20,918,081	14.6	38,231	20,956,312	14.2
	維 持 補 修 費	839,636	0.6	—	839,636	0.6
	補 助 費 等	11,777,891	8.2	778,261	12,556,152	8.5
	繰 出 金	17,549,661	12.2	△ 70,036	17,479,625	11.9
	出 資 金・貸 付 金	9,001	0.0	—	9,001	0.0
	積 立 金	462,174	0.3	3,248,812	3,710,986	2.5
	予 備 費	100,000	0.1	59,000	159,000	0.1
	計	51,656,444	36.0	4,054,268	55,710,712	37.8
歳 出 合 計		143,387,396	100.0	4,125,319	147,512,715	100.0

【概要】

9月補正予算の主なもの

- 投資的経費
 - 障がい者福祉施設整備費補助金（0.9億円）
 - 鶴川駅周辺街づくり事業用地購入費（0.6億円）
 - 清掃工場設備改修工事費（0.4億円）
 - 薬師池公園四季彩の杜用地購入費（△1.3億円）
- 補助費等
 - 国庫支出金返還金（5.8億円）、都支出金返還金（2.0億円）
- 繰出金
 - 下水道事業会計繰出金（△1.1億円）、介護保険事業会計繰出金（△0.4億円）
 - 国民健康保険事業会計繰出金（0.8億円）
- 積立金
 - 財政調整基金積立金（27.2億円）、公共施設整備等基金積立金（5.0億円）
 - 廃棄物減量再資源化等推進整備基金積立金（0.3億円）

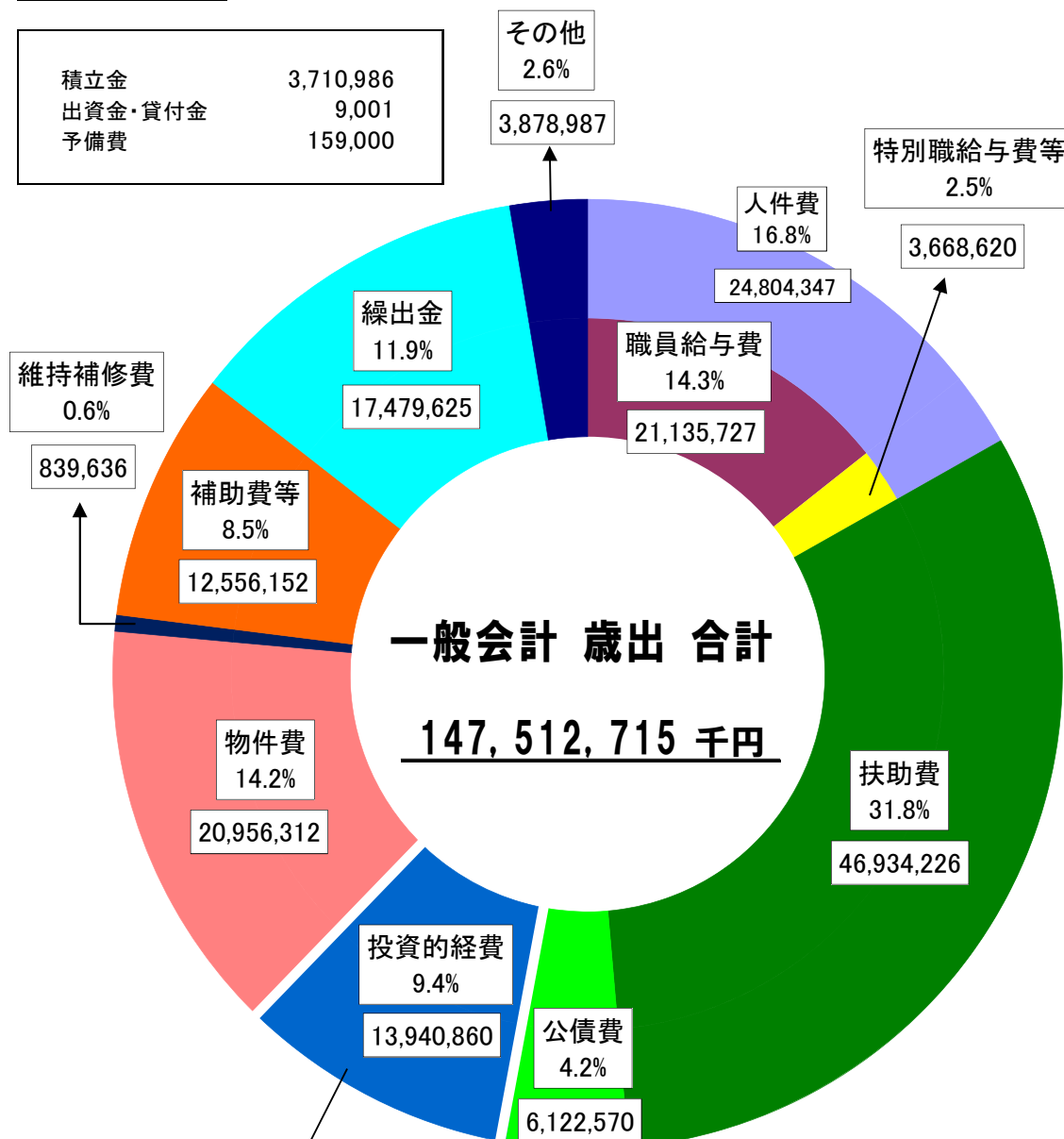
2015年度 一般会計 歳出予算 性質別内訳

<9月補正後>

その他の内訳

(単位:千円)

積立金	3,710,986
出資金・貸付金	9,001
予備費	159,000



投資的経費 内訳

総務費	1,208,851	土木費	4,460,642
民生費	2,022,885	消防費	406,332
衛生費	1,390,863	教育費	4,395,953
農林費	44,341	災害復旧費	8
商工費	10,985		

議案概要

議案名	第 6 4 号議案 町田市個人情報保護条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の施行に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）に係る定義規定を加えます。 ○ 特定個人情報の目的外利用・外部提供について、法令に特別な定めのある場合に限定する規定を設けます。 ○ 特定個人情報の開示等について、任意代理人による開示等の請求の規定を設けます。 ○ 番号法上の利用制限、収集・保管制限、ファイル作成制限及び提供制限について、違反が認められる場合における消去等の請求及び利用等の中止の請求についての規定を設けます。 ○ 特定個人情報の提供の求め又は提供があったときに記録する情報提供等記録については、消去等の請求、利用等の中止請求を認めない規定を設けます。 ○ 情報提供等記録を訂正した場合には、総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に対し通知する規定を設けます。			
【議案の法的根拠】 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 31 条（地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護）			
問い合わせ先	総務部 市政情報課	電話	724-8407

議案概要

議案名		第 6 5 号議案 町田市市税条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】				
地方税法の改正等に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。				
【議案の内容】				
○ 寄附金税額控除に係る申告の特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する規定を加えます。（公布の日から施行）				
○ 「わがまち特例」として、サービス付き高齢者向け賃貸住宅に対する固定資産税額の軽減措置に関する規定を加えます。（公布の日から施行）				
○ 旧 3 級品の製造たばこに係る税率の特例を廃止するとともに、経過措置として 4 年間の段階的引上げに関する規定を加えます。（平成 28 年 4 月 1 日施行）				
(1,000 本当たりの税額)				
現 行	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
2,495 円	2,925 円	3,355 円	4,000 円	5,262 円
【議案の法的根拠】				
○ 地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年 3 月 31 日公布）				
【改正により何が変わるか】				
○ 「ふるさと納税ワンストップ特例」の創設により、ふるさと納税を行った方が、ふるさと納税を受けた自治体の長に対し、ワンストップ特例の申請をすることで、確定申告をしなくても市・都民税の寄附金税額控除を受けることができるようになります。				
なお、「ふるさと納税ワンストップ特例」においては、所得税控除分相当額を含めて、市・都民税から控除されることとなります。（確定申告をした場合は、従前どおり、所得税と市・都民税の両方から控除されることとなりますが、控除額の総額は、ワンストップ特例の場合と同じです。）				
なお、地方税法の改正により、市・都民税の特例控除額の上限が所得割額の 1 割から 2 割に拡充されています。				
○ サービス付き高齢者向け賃貸住宅については、これまでも地方税法に基づき、固定資産税額の 3 分の 2 を軽減していましたが、「わがまち特例」の導入後も、これまでと同じ軽減割合とします。				
※ 「わがまち特例」とは、地方税法に定める軽減割合を参酌して、市町村の条例で定める割合に軽減する特例制度ですが、地方税法に定める軽減割合と同じにしています。				
○ 「旧 3 級品の製造たばこに係る税率」については、平成 28 年 4 月 1 日から段階的に税率を引き上げ、平成 31 年 4 月 1 日には旧 3 級品以外と同じ税率となります。				
問い合わせ先	財務部 市民税課 資産税課		電話	724-3067 724-2119

議案概要

議案名	第 6 6 号議案 町田市手数料条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 住民基本台帳法の改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の施行に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 住民基本台帳カードの交付・再交付に係る規定を削除し、通知カード及び個人番号カードの再交付に係る規定を追加します。			
【議案の法的根拠】 ○ 住民基本台帳法 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律			
【改正により何が変わるか】 ○ 住民基本台帳カードの交付及び再交付ができなくなります。 ○ 個人番号をお知らせする「通知カード」及び写真付きの本人確認書類として活用できる「個人番号カード」（申請により交付）の紛失や破損等の際の再交付ができるようになります。 ○ 通知カード及び個人番号カードの再交付手数料 ・通知カード 500 円 ・個人番号カード 800 円 ※最初の交付時には手数料はかかりません。有効期間（成人は 10 年、未成年は 5 年）経過後の更新時の手数料の有無については未定です。			
問い合わせ先	財務部 財政課	電話	724-2149

議案概要

議案名	第 6 7 号議案 町田市まちだ未来づくり基金条例		
【議案提出の目的】 町田市の未来づくりを応援するために寄附された寄附金を適正に管理し、市政運営に活用することを目的として「まちだ未来づくり基金」を設置するため、制定するものです。			
【議案の内容】 ○ 基金の設置、管理、運用、処分等について定めます。			
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法			
【改正により何が変わるか】 ○ 現在、町田市への寄附金は、特定の基金に積み立てるもの以外は全て当該年度の事業に充当しています。今後ふるさと納税事業を推進していく中で、寄附金の目的が多様化していくことが想定されます。寄附金の目的に応じて年度間で弾力的に管理し、市政運営に活用することが可能になります。			
問い合わせ先	財務部 財政課	電話	724-2149

議案概要

議案名	第 6 8 号議案 町田市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 住民基本台帳法の改正に伴い、同法を引用している条番号を改めるため、所要の改正をするものです。 【議案の内容】 ○ 住民基本台帳法を引用している条番号の修正を行います。 【議案の法的根拠】 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律第 16 条			
問い合わせ先	市民部 市民課	電話	724-4225

一議案概要

議案名	第 6 9 号議案 町田市保健所関係手数料条例の一部を改正する 条例		
【議案提出の目的】 東京都の食品製造業等取締条例の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正を するものです。			
【議案の内容】 ○ 新たに弁当等人力販売業の許可申請等に係る手数料を定めます。			
＜手数料＞			
新規許可申請		8,800 円	
更新申請		5,400 円	
許可済証の交付		1,400 円	
許可済証の再交付		1,100 円	
※許可の有効期間は 5 年間です。			
【議案の法的根拠】 ○ 食品製造業等取締条例			
【改正により何が変わるか】 ○ 弁当類等の衛生管理が向上します。			
問い合わせ先	保健所 生活衛生課		電話 722-7354

議案概要

議案名	第70号議案 町田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 次世代育成支援対策推進法の延長による「新・町田市子どもマスタープラン」の策定に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。 【議案の内容】 ○ 所掌事務に行動計画（「新・町田市子どもマスタープラン」）の策定に関する調査及び審議を加えます。 ○ 委員の定数を13人以内から15人以内に改め、新たに保健医療関係団体の代表を委員に加えます。 【議案の法的根拠】 ○ 次世代育成支援対策推進法 ○ 子ども・子育て支援法			
問い合わせ先	子ども生活部 子ども総務課	電話	724-2876

議案概要

議案名	第 7 1 号議案 町田市学童保育クラブ設置条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 南第一小学校区に設置されている学童保育クラブの移転に伴い、名称と位置を改めるため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 町田市学童保育クラブ設置条例の別表を次のように改めます。（平成 28 年 4 月 1 日施行）			
・ 変更前			
名称			位置
金森第二学童保育クラブ			町田市金森三丁目 4 5 番 1 号
定員			45 人
・ 変更後			
名称			位置
南第一さくら学童保育クラブ			町田市鶴間 1 8 7 番地
定員			45 人
○ 設置場所：小学校校舎内			
○ 構造：鉄筋コンクリート造 3 階建て 1 階部分			
○ 延床面積：約 210 m ²			
【改正することにより何が変わるか】			
○ 金森第二学童保育クラブは南第一小学校から約 550 メートル離れていますが、同校に移転することにより、児童の通所における安全性が確保されます。			
問い合わせ先	子ども生活部 児童青少年課		電話 724-2182

議案概要

議案名	第 7 2 号議案 町田市子どもセンター条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 児童数が急増している小山・小山ヶ丘地区に子どもセンターの分館を設置するため、所要の改正をするものです。 【議案の内容】 ○ 子どもセンターぱお（相原町 2,025 番地 2）の分館を小山ヶ丘に設置します。 ○ 施設の概要 ① 施設名：W A A A O（わーお） ② 位置：小山ヶ丘四丁目 1 番地 1 3 ゲートヒルズ多摩境パークフロント 3 階 ③ 床面積：350 m²程度 ④ 施設内容：カフェスペース、本のコーナー、ブランココーナー、お絵かきスペース、ボールプール、階段ステージ、授乳室等 ※コンセプトは、絵本の世界。スペースごとに物語や絵本の世界をイメージし、絵本の中に入って遊んでいるような施設となります。			
問い合わせ先	子ども生活部 児童青少年課	電話	724-2182

議案概要

議案名	第 7 3 号議案 町田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 「町田都市計画成瀬東地区地区計画」の都市計画変更及び建築基準法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 都市計画変更に伴う改正 2015 年 8 月に町田都市計画成瀬東地区地区計画を都市計画変更したため、当該地区整備計画で定められた事項を加えます。 主な変更内容は、「建築物等の用途制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」です。 ○ 建築基準法の改正に伴う改正 建築基準法の改正（平成 27 年 6 月 1 日施行）に伴い、老人ホーム等の容積率制限に関する規定の見直しがされたため、条文第 4 条の「建築物の容積率の最高限度」を一部改正します。			
【議案の法的根拠】 ○ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 68 条の 2 第 1 項（市町村の条例に基づく制限） ○ 「町田都市計画成瀬東地区地区計画」（2015 年 8 月 10 日町田市告示第 161 号） ○ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 52 条 第 3 項（容積率）			
【改正により何が変わるか】 ○ 建築主事が、地区計画で決めた内容を確認することにより、適合しない建物を防ぐことができるようになります。 ○ 老人ホーム等の地階で、床面積を一部容積率不算入することについて、現在、町田市内では地区計画区域以外の全域に適用されていますが、改正後は、地区計画区域内でも適用できるようになります。			
問い合わせ先	都市づくり部 建築開発審査課	電話	724-4413

議案名	第 7 4 号議案 2 0 1 5 年度町田市防災行政無線子局設備再構築工事請負契約		
【議案提出の目的】 防災行政無線設備の子局設備の更新及び無線電波のデジタル化を図り、併せて市全域における適正配置を図るため、工事請負契約を締結するものです。			
【議案の内容】 ○ 工事内容 町田市防災行政無線設備（デジタル同報系子局設備）55 局の設置及び既設設備撤去一式 ・ 子局設備 親局からの操作により、中継局からの電波を受けてスピーカーより拡声 屋外自立局 45 局（更新 39 局、新設 6 局） 消防器具置場用自立局（ホース掛け設置局）4 局（更新 4 局） 屋上設置局 6 局（更新 5 局、新設 1 局）			
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）			
【契約の概要】 ○ 契約目的 2015 年度町田市防災行政無線子局設備再構築工事 ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 232, 200, 000 円 ○ 契約相手方 東京都港区芝浦四丁目 10 番 16 号 沖電気工業株式会社 統合営業本部 官公営業本部 本部長 橋本 雅明 ○ 工期 契約確定の日から 2016 年 3 月 18 日まで			
問い合わせ先	財務部 契約課 財務部 営繕課	電話	724-2523 724-1293



議案概要

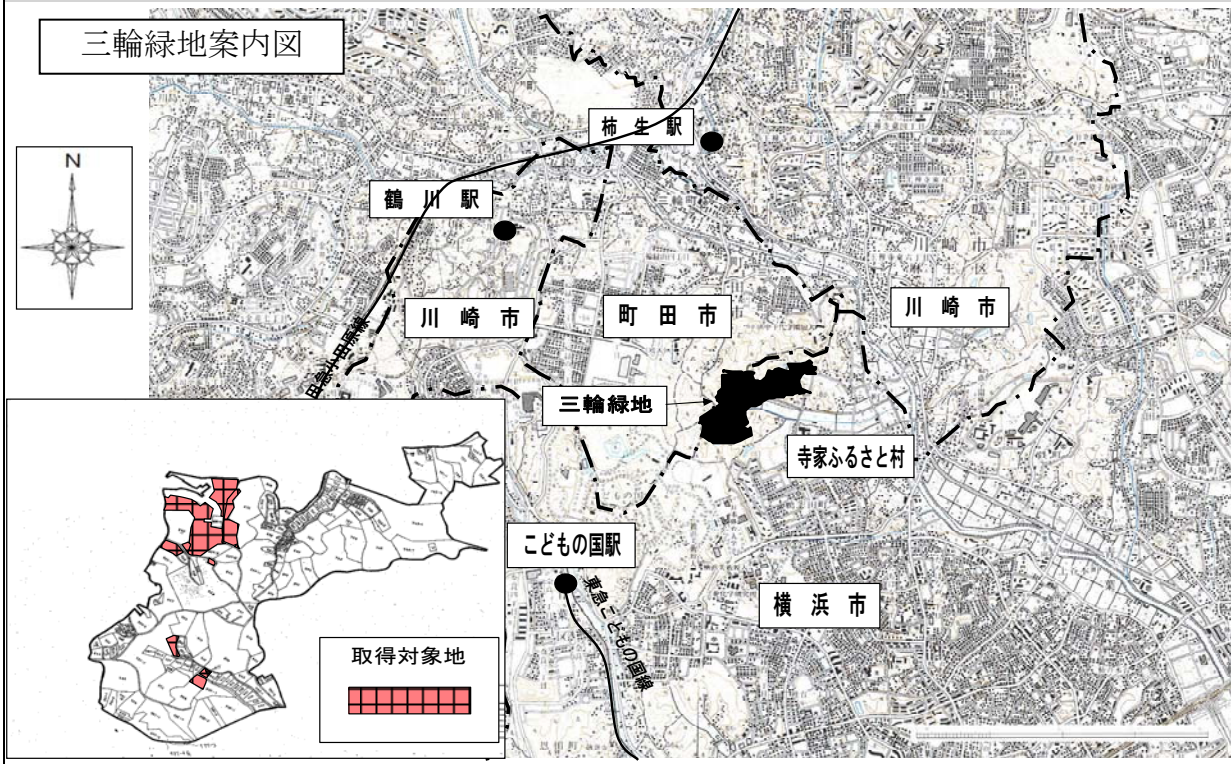
議案名	第 7 5 号議案 町田市立南中学校防音及びトイレ改修工事請負契約		
【議案提出の目的】 生徒の教育環境を確保するため、防衛施設周辺における航空機騒音障害に対する防音工事と併せてトイレ改修、外壁改修及び屋上防水改修の工事請負契約を締結するものです。			
【議案の内容】			
○ 工事内容			
・ 防音工事 防音サッシ入替（247 箇所） 外壁改修（サッシまわり） 空調機設置に伴う天井改修			
・ トイレ改修工事 トイレブース及び設備機器・配管の交換 床・壁・天井仕上げ改修			
・ その他工事 屋上防水改修、防音工事対象外の外壁改修			
○ 構造			
・ 校舎棟 鉄筋コンクリート造 3 階建て一部 4 階建て			
○ 延床面積			
・ 校舎棟 6,465 m ²			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結）			
○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準）			
○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）			
【契約の概要】			
○ 契約目的 町田市立南中学校防音及びトイレ改修工事			
○ 契約方法 条件付一般競争入札			
○ 契約金額 351,086,400 円			
○ 契約相手方 東京都町田市能ヶ谷四丁目 22 番 11 号 株式会社 イワヲ建設 代表取締役 鈴木 圭司			
○ 工期 契約確定の日から 2017 年 1 月 13 日まで			
問い合わせ先	財務部 契約課 財務部 営繕課	電話	724-2523 724-1293



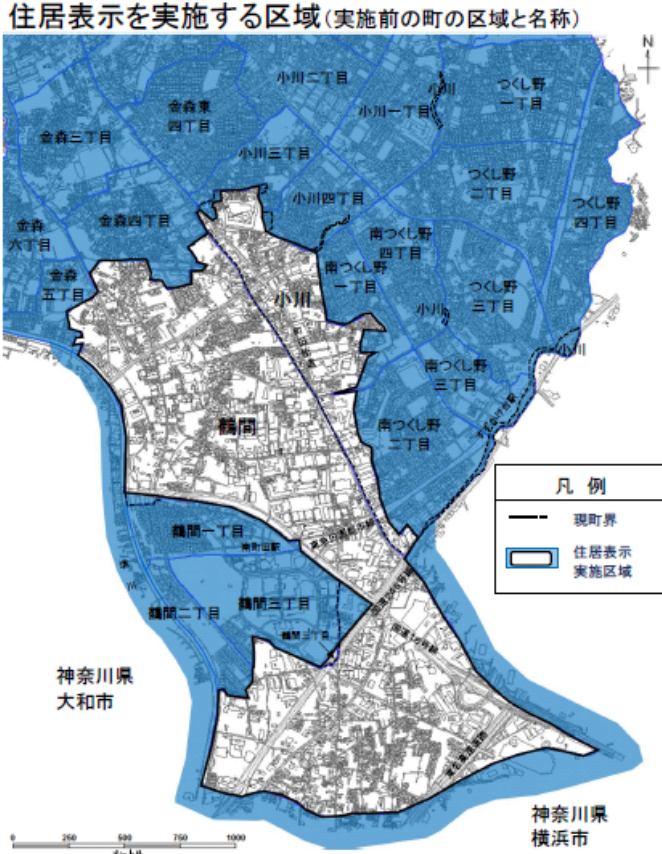
議案概要

議案名	第 7 6 号議案 町田市立南中学校防音及びトイレ改修空気調和設備工事請負契約		
【議案提出の目的】 町田市立南中学校防音及びトイレ改修工事に伴う空気調和設備工事の工事請負契約を締結するものです。			
【議案の内容】 ○ 工事内容 ・ 温度調節設備工事 ・ 換気設備工事 ・ 自動制御設備工事 ・ 給水設備工事 ・ ガス設備工事			
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）			
【契約の概要】 ○ 契約目的 町田市立南中学校防音及びトイレ改修空気調和設備工事 ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 164,754,000 円 ○ 契約相手方 東京都町田市中町一丁目 25 番 9 号 シー・エイチ・シー・システム株式会社 代表取締役 渋谷 俊徳 ○ 工期 契約確定の日から 2017 年 1 月 13 日まで			
問い合わせ先	財務部 契約課 財務部 営繕課	電話	724-2523 724-1293

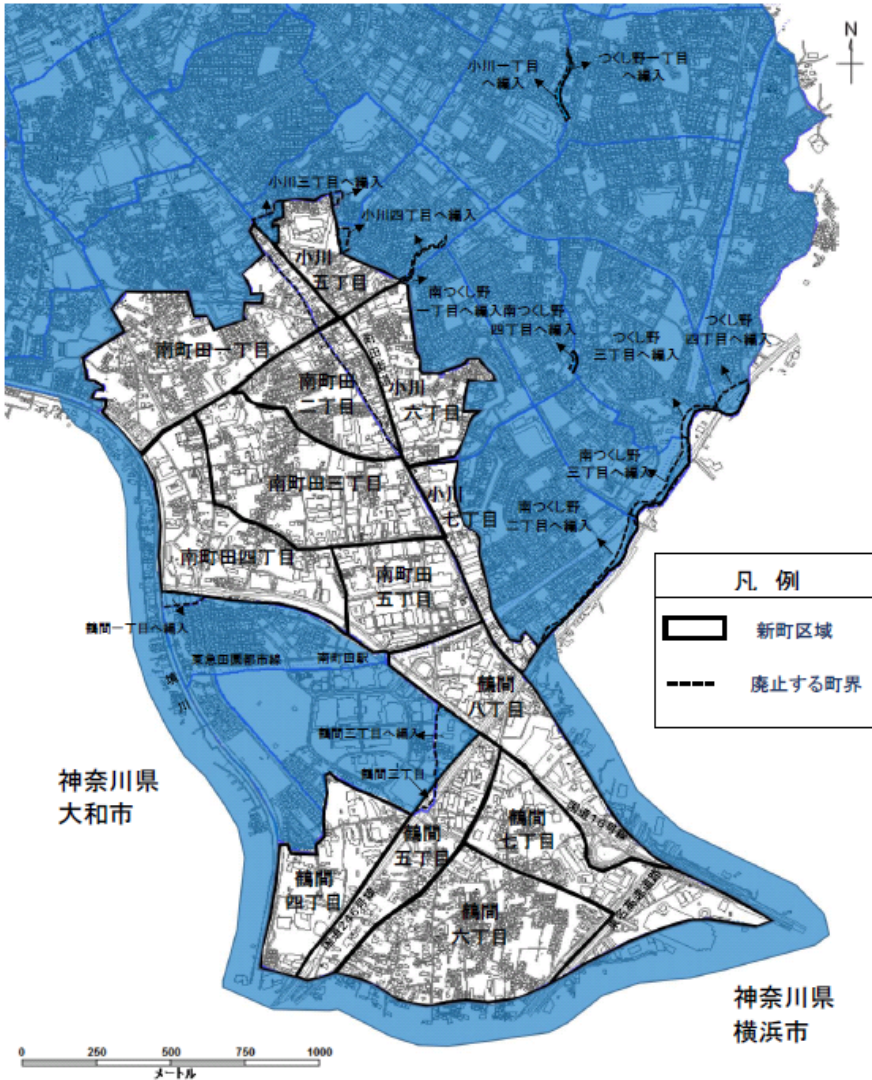
議案概要

議案名		第 7 7 号議案 土地の買入れについて	
【議案提出の目的】			
町田市土地開発公社が代行取得した町田都市計画緑地事業第 2 7 号三輪緑地用地 13,990.11 m ² を買い戻すものです。			
【議案の内容】			
○ 買入れ予定日	2015 年 9 月 10 日		
○ 買入れ相手方	町田市土地開発公社		
○ 買入れ所在地	町田市三輪町字十号	839 番 1	
	同 所	841 番	
	同 所	845 番	
	同 所	846 番	
	三輪町字十一号	915 番	
	同 所	917 番	
	同 所	924 番	
	同 所	933 番	
	同 所	961 番	
	同 所	965 番 1	
○ 買入れ面積	13,990.11 m ²		
○ 買入れ価格	72,209,924 円		
【議案の法的根拠】			
○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条			
【過去の実績】			
○ 事業区域内の用地の約 28.3% (5.73 h a) を取得しています。			
			
問い合わせ先	都市づくり部 公園緑地課		電話 724-4397

議案概要

議案名	第 7 8 号議案 住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法		
【議案提出の目的】 小川、鶴間及び鶴間三丁目の各一部について、住居表示に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、住居表示を実施すべき市街地の区域として定めるとともに、住居表示の方法を街区方式とするものです。			
【議案の内容】 ○ 住居表示を実施すべき市街地の区域：小川、鶴間及び鶴間三丁目の各一部（約 221ha 下図参照） ○ 住居表示の方法：街区方式			
【スケジュール】 ○ 平成 28 年(2016 年)6 月：住所変更手続に関する住民説明会 ○ 平成 28 年(2016 年)7 月：施行予定			
【議案の法的根拠】 ○ 住居表示に関する法律第 3 条第 1 項（住居表示の実施手続）			
【住居表示制度により何がかわるのか】 ○ 小川、鶴間及びその周辺地域の住所は地番をもとにしており、複雑化しています。住居表示制度により、新たな町名（丁目）、街区符号（番）、住居番号（号）を設定し、住所がわかりやすくなります。			
住居表示を実施する区域(実施前の町の区域と名称) 			
問い合わせ先	都市づくり部 土地利用調整課		電話 724-4254

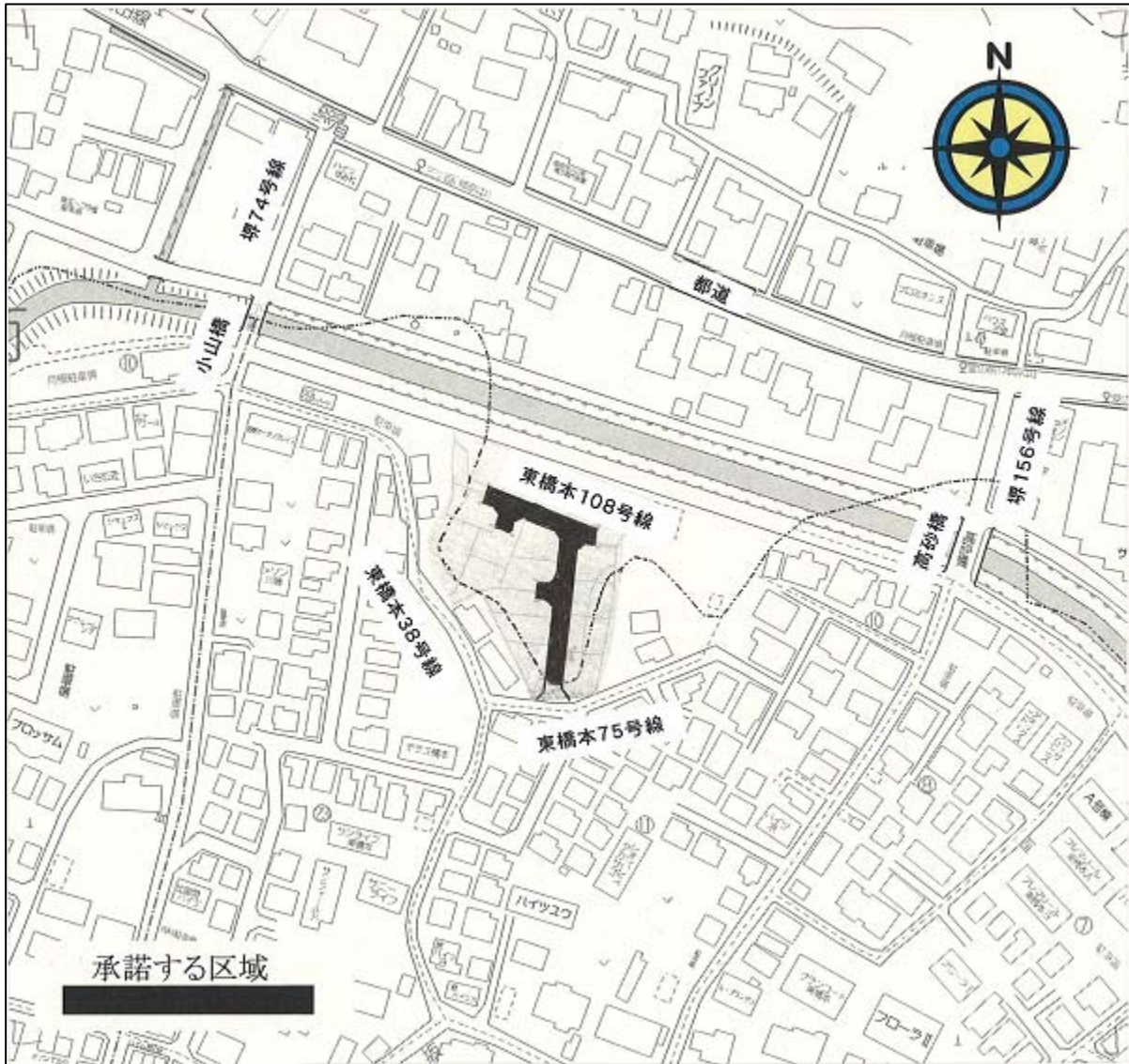
議案概要

議案名	第 7 9 号議案 町区域の新設及び変更について		
【議案提出の目的】			
住居表示を実施すべき区域（小川、鶴間及び鶴間三丁目の各一部）に新たな町区域を新設するとともに、隣接する一部区域について町区域の変更をするもの及び当該議案に対する変更の請求書を添えるものです。			
【議案の内容】			
○ 小川、鶴間及び鶴間三丁目の各一部（約 221ha）において、地方自治法第 260 条第 1 項の規定に基づき、町区域を新設、変更するとともに、隣接する一部（約 3.4ha）において、町区域の変更並びに字区域の変更及び廃止します。			
※住居表示は 2016 年 7 月の実施を予定しています。			
○ 住居表示に関する法律第 5 条の 2 第 2 項に基づく、変更の請求がありましたので、同条第 5 項の規定に基づき当該変更の請求書を添付します。			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 260 条第 1 項（市町村区域内の町又は字の区域）			
住居表示実施後の町の区域と名称			
			
問い合わせ先	都市づくり部 土地利用調整課	電話	724-4254

議案概要

議案名	第 8 0 号議案 市道路線の認定について		
【議案提出の目的】 開発行為により築造された道路、横浜市との管理区分が明確になった道路、私道移管事業により移管された道路、東京都より移管される道路、寄付行為により受納した道路及び道路整備事業が完了した道路を市道として認定するものです。			
【議案の内容】 ○ 町田 898 号線その他の合計 20 路線 総延長 1,569mを市道として認定します。			
【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 8 条第 1 項及び第 2 項(市道路線の認定)			
議案名	第 8 1 号議案 市道路線の廃止について		
【議案提出の目的】 民地認定されている路線等の市道を廃止するものです。			
【議案の内容】 ○ 町田 144 号線その他合計 7 路線 総延長 575mの市道を廃止します。			
【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 10 条第 1 項及び第 3 項(市道路線の廃止)			
問い合わせ先	建設部 道路用地課	電話	724-1154

議案概要

議案名	第 8 2 号議案 相模原市による路線認定の承諾について		
【議案提出の目的】 行政界をまたぐ開発行為により築造された道路について、相模原市と町田市の協議にて、相模原市を道路管理者とすることで合意しました。このことにより、相模原市が町田市域内の当該道路を路線認定することについて、相模原市長から承諾を求められているものです。			
【議案の内容】 ○ 相模原市道 東橋本 108 号線 町田市域面積 469.63 ㎡			
【議案の法的根拠】 ○ 道路法第 8 条第 4 項（市道路線の認定）			
			
問い合わせ先	建設部 道路用地課	電話	724-1154

議案概要

議案名		第 8 3 号議案 町田市文化交流センターの指定管理者の指定について	
【議案提出の目的】 町田市文化交流センターの指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 町田市文化交流センターにおける現在の指定管理期間が、2016 年 3 月 31 日をもって満了をむかえるため、2016 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までの 5 年間の指定管理者を指定するものです。			
○ 建物概要			
名 称		町田市文化交流センター (プラザ町田内 地下 2 階・1 階、5～7 階)	
所 在		町田市原町田四丁目 1 番 14 号	
開 設 年 月		2008 年 5 月	
構 造		S 造・SRC 造	
延 床 面 積		3,590.73 ㎡	
敷 地 面 積		569.66 ㎡	
駐車場収容台数		機械式立体駐車場 30 台、障がい者用駐車区画 1 台	
駐輪場収容台数		51 台 (屋内 31 台、屋外 20 台)	
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項			
○ 町田市文化交流センター条例第 6 条第 3 項			
【契約の概要】			
○ 指定管理者候補者		株式会社 町田まちづくり公社	
○ 指定管理期間		2016 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日の 5 年間	
○ 主な指定管理業務		①会議室・ホール等の貸出及び利用の承認等に関する業務 (予約、案内、机・椅子等の設営撤去、料金徴収、自動車・自転車駐車場の管理運営) ②施設の維持管理に関する業務 (警備、清掃、設備管理・保守点検) ③報告業務等	
【過去の実績】			
○ 2008 年 5 月 30 日から 2011 年 3 月 31 日までの約 3 年間と、2011 年 4 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日までの 5 年間に於いて、株式会社町田まちづくり公社を指定管理者に指定しています。			
【経緯】			
○ 候補者の選定は 2015 年 6 月 17 日に開催した 2015 年度第 2 回経済観光部契約事務適正化委員会にて行いました。なお、当施設を含む建物 (プラザ町田) は中心市街地活性化に資する集客の核施設として位置づけられていることや、候補者との区分所有であることから、建物の一体的な管理運営を行う必要があるため、当該候補者を選定しました。			
問い合わせ先		経済観光部 産業観光課	電話 724-3296

議案概要

議案名	第 8 4 号議案 平成 2 6 年度（ 2 0 1 4 年度）町田市病院事業 会計資本剰余金の処分について		
【議案提出の目的】 資産取得時に借り入れた企業債の元金償還金に対する繰入金や補助金として整理された資本剰余金のうち、現有しない資産にかかる資本剰余金を処分し、累積欠損金を減少させるものです。			
【議案の内容】 ○ 資産の取得時に借り入れた地方債の元金償還金に対する繰入金や補助金については資本剰余金として整理してまいりました。公営企業法の改正に伴う会計基準の変更で、現有償却資産に係る資本剰余金は負債の長期前受金として整理されることとなりましたが、現有しない償却資産にかかる分については、負債に移行することができず、資本剰余金として残存しています。この現有しない償却資産に係る資本剰余金 3, 014, 498, 367 円を処分し、累積欠損金を減少させるものです。			
【議案の法的根拠】 ○ 地方公営企業法第 3 2 条第 3 項			
問い合わせ先	町田市民病院事務部 経営企画室	電話	722-4699



この冊子は、400部作成し、1部あたりの単価は219円です（職員人件費を含みます）。